

ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこしETF)

投資のねらい

ETFS とうもろこし上場投資信託 (1696) は、DJ-UBSCI のサブインデックスに連動することにより、とうもろこし先物の投資におけるトータル・リターンへのエクスポージャーを投資家が得ることができるよう設計されています。

商品上場投資信託としての性質

1696 は、無期限の担保付債券型の商品上場投資信託(ETF)として設計されており、(マーケット・メーカーを通じて)いつでも発行又は償還が可能です。株式と同様に、証券取引所で取引され、価格の決まり方や指数連動の仕組みは上場投資信託と同じです。

商品上場投資信託は、商品契約カウンターパーティーの支払い義務が商品契約(元本払込み型スワップ)と一致することで裏付けされており、その支払い義務は、商品契約に基づき日々値洗いされた担保価値により裏付けされています。なお、同担保は、担保証券管理機関であるニューヨーク・メロン銀行の担保口座において保管されています。

主な特徴

- 商品指数に連動 (株価指数をトラックするものではありません)
- 東京証券取引所を始めとする世界の主要証券取引所で簡単に取引
- 通常の証券口座 (外国証券取引口座) で保有、決済
- 明瞭な価格決定と明快な価格決定
- 担保証券管理機関であるニューヨーク・メロン銀行が保管する担保の裏付け
- ポートフォリオの分散効果の向上
- 信用取引が可能

指数の概要

DJ-UBS とうもろこしサブ指数は DJ-UBSCI 総合商品指数のうちのとうもろこしにより構成されている部分をベースとするものです。同指数は、シカゴ商品取引所 (CBOT) で取引されているとうもろこし先物契約を基準に設定されています。先物契約に関する詳細については、DJ-UBSCI 商品指数ハンドブックをご参照ください。

指数は、対象商品の先物契約の価格の動向から発生するリターンのみを反映します。なお、同指数は米ドル建てです。

サブ指数における先物契約の乗り換えに関する情報は、有価証券報告書をご参照下さい。

指数のパフォーマンスの実績*

DJ-UBS とうもろこし指数 (トータル・リターン) のパフォーマンスの推移

対象期間: 2004年12月から2010年12月



* ここに示す指数のパフォーマンスはトータル・リターンです。過去のパフォーマンスの試算は1991年にさかのぼって行っていますが、ここに示すサブ指数はDJ-UBSが2006年4月から発表を始めたものです。過去のパフォーマンスに関する免責事項については次ページの収益率に関する免責事項をご参照ください。

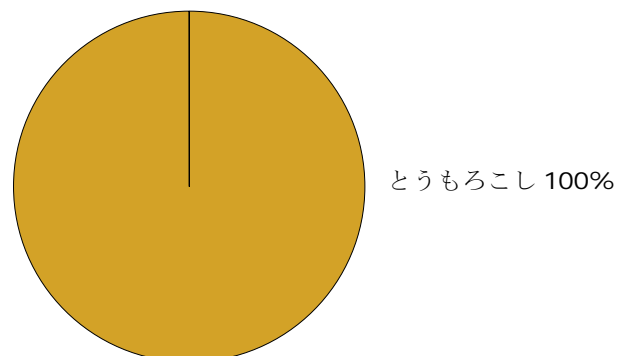
取引にかかる事項および上場

上場取引所	東京証券取引所
取引	通常取引時間内
純資産額	毎日算出し、www.etfsecurities.co.jpに掲載
規準通貨	米ドル (ヘッジなし) ; 東京証券取引所では円建てで取引されます
最小お申込単位	100 口
証券コード	
上場場所	東京
証券取引所コード	1696
ブルームバーク	1696 JP Equity
ロイター	1696.T
ISIN (国際証券コード)	GB00B15KXS04
SEDOL	B43LGV0
その他の上場取引所	ロンドン証券取引所、ドイツ証券取引所 (クセトラ)、NYSE-ユーロネクスト、イタリア証券取引所との重複上場です

基礎情報

指数	DJ-UBS とうもろこしサブ指数
裏づけとなる投資対象資産	商品契約カウンターパーティーが保有している元本払い込み型スワップ契約
管理会社	ETF セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド
発行者	ETFS コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
商品契約カウンターパーティー	UBS AG 及び Bank of America Merrill Lynch (Merrill Lynch Commodities Inc. を通して行います)
登録機関	コンピューターシェア
管理報酬	0.49 パーセント/年
発行・償還手数料	取引所で取引する場合: 無料
法的形態	満期のない担保付債券
運営方法	オープンエンド型
本拠地	英国領ジャージー
有価証券報告書	2010年3月19日より EDINET 上に掲載
目論見書の監督機関	英国金融サービス機構

指数組み入れ比率



参考情報

対象指数:	エクセス・リターン指数	トータル・リターン指数
ブルームバーグ	DJUBSCN	DJUBCNTR
ロイター	.DJUBSCN	.DJUBCNTR
コムストック	DJUBSCN	DJUBCNTR
トムソン・ワン	.DAGCN	.DACNT

ブルームバーグに関する追加情報: DJGI <GO> および DJUB <GO>

ETF セキュリティーズについて

ETF セキュリティーズは、取引所上場金融商品 (ETF、商品 ETF 及び通貨 ETF) を提供しています。また、2003 年にオーストラリアとロンドンにおいて世界初の金上場投資信託 (金 ETF) となるゴールド・ブليون・セキュリティーズを上場させ、さらに 2006 年 9 月には世界で初めて商品上場投資信託 (商品 ETF) をロンドン証券取引所に上場させるなど、商品上場投資信託 (商品 ETF) 開発のパイオニアです。ETF 等の上場金融商品は、投資家の皆様に、株式、通貨、商品などの資産クラスへのアクセスを提供し、多種多様な投資戦略を可能にさせます。また、これらの上場金融商品は、5 種類の通貨 (ユーロ、米国ドル、英国ポンド、円そして豪ドル) で取引され、世界 9 か国の主要証券取引所 (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所、NYSE ユーロネクスト・パリ、NYSE ユーロネクスト・アムステルダム、ドイツ証券取引所、イタリア証券取引所、オーストラリア証券取引所、そしてアイルランド証券取引所) に上場しています。

・日本における連絡先

〒107-6012 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 12 階

電話: (03) - 4360 - 9101

E メール: info@etfsecurities.com

投資リスク

ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) は、商品指数に連動する投資成果を目的としますので、商品指数の下落等によりその価格が下落することがあります。また、商品指数は米ドル建てで値決めされているため、為替の変動によりその価額が下落することがあります。したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、価格の下落により、損失が生じることがあります。有価証券報告書をご覧ください。

手数料 (有価証券報告書抜粋)

- ・管理報酬: 年率 0.49%。
- ・市場を通して投資される場合、証券会社が独自に定める売買委託手数料がかかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません。)

税制上の取り扱い (有価証券報告書抜粋)

- (a) 個人に対する課税
- 日本における証券保有者に対する課税は以下ようになります (租税特別措置法第 37 条の 16 第 1 項第 4 号)。租税特別措置法に基づいており、今後の法改正等にもなって変更される可能性があります。
- ① ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) の売却時
- ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) は、外国投資法人の発行する投資法人債券として取り扱われ、その譲渡益は、譲渡益課税の対象 (総合課税) となります。なお、ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) の譲渡については支払調書の提出は不要です。
- ② 利子
- ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) は、利子の支払いはありません。
- (b) 法人に対する課税
- 取得価格と譲渡価格との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

免責事項

当資料は ETFS とうもろこし上場投資信託 (とうもろこし ETF) についての概要にかかる情報提供のみを目的としており、投資勧誘を目的としているものではなく、また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。ETF セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー・リミテッド、及び、ETFS コモディティ・セキュリティーズ・リミテッドは、日本国内において、業として、有価証券の売買、または、その媒介、取次ぎ、もしくは代理、有価証券の募集もしくは私募またはその取扱い、有価証券の売却またはその取扱い、投資顧問契約に基づく助言、財産の運用等は行っておりません。したがって、当資料もそうした目的のためのものではありません。商品上場投資信託は、UBS AG、Merrill Lynch Commodities Inc. ("MLCI")、Bank of America Corporation ("BAC") の債務ではなく、UBS AG、MLCI、BAC 又はその他の者によって保証が付されているものでもありません。ETFS 商品上場投資信託は、発行体の直接、かつ、その特定された資産にのみかかっている債務であって、UBS AG、又はその関連会社の者の債務ではありません。ETFS コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド及び ETF セキュリティーズ・マネジメント・カンパニー・リミテッドは、シャーザー金融サービス委員会の監督下にあります。

指数に関する免責事項: 「Dow Jones」 「UBS®」 「DJ-UBSCISM」 「DJ-UBSCI-F3SM」 およびその関連指数またはサブ指数は、場合によりダウ・ジョーンズ・アンド・カンパニー・インク (「ダウ・ジョーンズ」) または UBS AG のサービス・マークであり、発行体により一定の目的のためにライセンスされたものです。DJ-UBSCISM に基づく発行体の証券はダウ・ジョーンズ、UBS AG またはそのそれぞれの子会社、関連会社がスポンサーとなり、保証し、販売または販売促進するものでなく、また、ダウ・ジョーンズ、UBS AG またはそのそれぞれの子会社、関連会社が当該銘柄への投資の妥当性につき表明を行うものでもありません。発行体は、UBS セキュリティーズ LLC がダウ・ジョーンズとともに算出し、ダウ・ジョーンズによって発表される各種商品指数をベースにした証券の価格決定を行うライセンスを供与されています。ダウ・ジョーンズ、UBS AG またはそのそれぞれの子会社、関連会社は、証券に関連して提供された目録見書もしくはその他の情報の正確性、完全性、またはその配布に関して明示的、黙示的を問わず、いかなる表明、保証または約束を行うものでなく、また、いかなる責任または債務も負うものでもありません。**過去の運用実績に関する免責事項:** 本文書に含まれる過去の運用実績はバックテスト (その指数が過去に存在したと仮定した場合、どのような運用実績を上げていたかの計算) に基づいたものです。関連する DJ-UBSCI-F3SM (以前の Dow Jones - AIG Commodity Index 3 Month ForwardSM) は 2007 年 9 月以前は公表されていませんでした (これは Dow Jones-UBS 商品指数「DJ-UBSCISM」と同様の方法で構築されており、1998 年に初めて発表された指数です)。DJ-UBSCI-F3SM は DJ-UBSCISM と異なる契約に基づいて価格が決定されており、したがって、両者の運用実績は大幅に異なる場合があります。バックテストの運用実績は純粋に仮定に基づくもので、本文書においては単に情報目的で提供されています。バックテストのデータは実際の運用実績を表すものではなく、指数または証券の実際の運用実績を示唆するものとして解釈してはなりません。指数の運用実績には管理報酬、取引費用または経費が反映されていません。指数は特定の投資家のために管理されたものではなく、指数に直接的に投資することはできません。